

## 端末返還特約

アイ・デザイン株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、UQコミュニケーションズ株式会社（以下「UQ社」といいます。）のUQ通信サービス契約約款に定める通常料金契約（既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「UQ契約」といいます。）の申込みと同時に端末機器（UQ社の「UQ通信サービス契約約款」に定めるWiMAX機器又はWiMAX2+機器に限ります。以下同じとします。）の購入に係る契約（当該端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社が別途提示する条件が適用されるものとします。

### （端末売買契約の解除）

第1条 当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づきUQ契約を解除する場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

### （対象機器の返還等）

第2条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器（ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3 当社は、対象機器についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

### （機器損害金の支払義務）

第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象機器が返還されない場合又は返還された対象機器に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象機器の種類	機器損害金（税抜）
URoad-Stick	13,500円
上記以外	20,000円

2 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権はお客様に移転します。

### （延滞利息）

第4条 お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

(債権の譲渡及び債務の承継)

第5条 お客様は、第1条に定めるUQ契約の解除をUQ社に申し出た場合、本特約に定める次の各号に掲げる当社の債権又は債務(当該債権又は債務に関連する本特約上のその他の定めによるものも含まれます。)について、当該各号に定める取扱いをすることを異議なく承諾するものとしてします。

- (1) 第2条第1項に定める対象機器の返還請求権 UQ社に譲渡のうえ、UQ社が行使します。
- (2) 第2条第3項に定める対象機器代金返還債務 UQ社に承継のうえ、UQ社が負担します。
- (3) 第3条第1項に定める機器損害金請求権 UQ社に譲渡のうえ、UQ社が行使します。

(合意管轄裁判所)

第6条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

日付 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_